

1、動物の愛護及び管理の基本的な考え方

人が飼養管理する全ての動物を守り救護できる法律にするべきです。

動物愛護管理法は、ペット中心に偏っている感がありペット法と言われている現状から脱却すること。動物に対する国民の考え方に多様性があることや、法律は人が主体なので人のものであり、客体である動物のためのものではない。またこの法律は、理念法であり風紀法なので、動物を守ることができないとの意見があった。我が国は、G7に名を連ねる先進国であることから、このことは最も恥ずかしいことであり絶対に容認できないし、動物問題の後進国であってはなりません。

先進国では、動物を守るための法律があり、違反者を罰していることは周知のとおりで、最近の先進諸国では、福祉は弱者を守り手助けするもので、人に対するだけでなく動物にも適用する **One Welfare** の理解が広がっています。

動物愛護管理法の実効性があまり認められない現状を変え、実効性を高めるため、この法律を情緒的な動物愛護管理法から科学的側面と倫理的側面の両方を併せ持つ動物福祉法に変えることを要望します。

人と動物の共生する社会の実現に向けては、児童虐待を防止するなど人に対するハラスメントを無くすことの他に、動物愛護管理法に「5つの自由」すべてが記載され、動物の適正な飼養管理基準のもと動物への虐待を防止し、動物を保護し守れる法律にする必要があります。

動物に関係ある法律は様々あり、複数の省庁が主管しています。その法律間に整合性が混乱している感があるので、この動物愛護管理法が動物関連の**基本法**となるよう目指していただきたい。

2、今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- ①国民に動物の福祉と **One Welfare** の理解を推進するための施策を展開する。
- ②他者の命への共感や思いやりを育む教育を学校、社会それぞれの場で継続的に行う。
- ③協議会を活用し、官民協働で行うと共に関係者の協働関係を構築する。
- ④その他、問題の整理

2 普及啓発

- ①国、地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物福祉（保護・愛護）団体、学術調査研究団体等が、連携協力して様々な機会を捉えて普及啓発活動を行う。

- ②安定的で良質な協議会と動物愛護推進員を活用して行う。
- ③折に触れて一般社会に向けて啓蒙教育・広報活動を TV、新聞、雑誌等の他にソーシャルネットワークサービスを活用して行う。
- ④そのための予算を獲得し、実行する。

3 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

- ①動物種ごとに生理・生態・習性に即した適正な飼養管理基準を作成し、動物の飼養管理者にその内容の理解と確実な実行を求めること。
- ②この動物飼養管理基準は、国際的な動物福祉の共通原則となっている「5つの自由」が記載されなければならない。
- ③第1種動物取扱業、第2種動物取扱業そして一般飼い主は、動物の飼養管理基準に基づいて飼養管理をしなければならない。
- ④動物の飼養管理基準に数値規制をすべきとの意見があるが、種による個体差がかなり多くあり、ともすると狭小スペースに押し込められる心配があるので、同意できない。しかし、飼養頭数に対する飼養管理者の人数の規制はあっても良い。
- ⑤動物に対する虐待の判断を、確実にできるようにする。環境省、警察庁、厚労省、農水省などの関係省庁及び法曹関係者、学術調査研究者、動物福祉関係者などが判断チームを作って判断し、それぞれの事例の結果を公表する。
- ⑥終生飼養や殺処分反対などで、不適切な飼養管理で悲惨な状況下に置かれた動物や虐待された動物を救うための仕組みを講ずること。緊急救護・保護が必要な場合には、裁判所による当該飼養管理者の飼育禁止命令や所有権の停止・剥奪が必要です。

4 動物取扱業の適正化

- ①実験動物、産業動物、展示動物の福祉を図るために、それぞれの飼養管理下にある動物種ごとに飼養管理基準を定めること。
- ②飼養管理する個人を雇用する組織・団体等の責任や義務についての規定が必要です。
- ③第1種動物取扱業の展示業の中には、野生動物カフェや自称動物園及びサファリパークなどと公社・日本動物園水族館協会（JAZA）に加盟する動物園など多種多様な業態が混在している状況です。そこで、動物園の定義を明確にして、動物園とそれ以外の業態を区別する必要があると考えます。ということで、独立した**動物園法**の制定が必要であると思います。
- ④第1種動物取扱業を、許可制にする。

5 実験動物の適正な取扱いの推進

- ①**3R**が確認できる仕組みとして、第三者による立ち入り調査を実施し実態把握する。
- ②代替法の利用の義務化と研究開発のために予算を確保する。

③実験動物の繁殖・販売施設を第1種動物取扱業にする。

6 産業動物の適正な取扱いの推進

- ①食の安心・安全のために、動物種ごとに適正な飼養管理基準に基づいて飼養する。
- ②鶏のバタリーケージの使用禁止。
- ③豚のストール内飼養の禁止。
- ④牛のスタンション及び短繋留索の使用制限と閉じ込め飼養管理の禁止。
- ⑤過密飼養管理の禁止。
- ⑥世界のマーケットに向けての畜産物は、動物福祉を考慮した飼養管理でなければならない。

7 災害時対策

- ①被災した際、動物の飼養者自身の安全確保が先決で、そのうえでペットを飼養管理し守ること。(自助)
- ②近隣住民や飼い主同士が助け合うこと。(共助)
- ③居住困難などで避難所にペットと一緒に同行避難できるかは疑問。
- ④行政機関などによる支援(公助)
- ⑤平常時から、ペットの健康やしつけを含めた適正な飼養管理を行うこと。
- ⑥発災時には、ペットが過剰興奮しパニックに陥るため、逸走や怪我などに注意し、落ち着かせること。
- ⑦逸走や迷子になった時のために、個体識別できるようにして飼い主判明するようにしておくこと。マイクロチップなどで。
- ⑧ペットの他に産業動物、展示動物、学校飼育動物が被災し、給餌困難からの餓死、逸走した動物の野生化、交雑種の不適切繁殖、水害による溺死があった。

8 人材育成

動物愛護管理担当職員の資質向上のためと行政獣医師の人員増加に予算の拡充が必要です。

9 八週齢規制について

繁殖業者による犬や猫の出生月日の改ざんできない方法を構築する必要がある。